

証券コード：6658
2021年6月8日

株 主 各 位

京都市右京区梅津南広町46番地2

シライ電子工業株式会社

代表取締役社長 大塚昌彦

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2021年6月24日（木曜日）午後5時15分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13号
メルパルク京都 5階 会議室A
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第52期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
 - 第7号議案 資本金の額の減少（減資）の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shiraidenshi.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会終了後に開催を予定しておりました会社説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今回につきましては中止させていただきます。
- ◎ 大変恐縮ではございますが、本年は株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。各国の経済政策やワクチンの接種の影響等により持ち直しております。

わが国経済におきましても、新型コロナウイルスの影響を受け上半期を中心に経済活動の停滞等により非常に厳しい状況となりましたが、景気の先行きにつきましては各種政策効果や世界経済の改善により持ち直していくことが期待されます。

このような状況のなか、当社グループはプリント配線板事業におきましては新型コロナウイルスの影響を受け、国内外共に上期を中心に受注が低迷いたしました。下期は自動車関連の受注を中心に持ち直しの動きが見られました。

この結果、当連結会計年度における売上高は22,355百万円となり、前連結会計年度に比べ3,779百万円(△14.5%)の減収となりました。

営業損益につきましては、下半期を中心に受注が回復してきたこと及び経営構造改革の一環としてグループを挙げて事業の選択と集中に取り組み、全社的な経営意思決定の迅速化と不採算の管理可能固定費の削減の効果により119百万円の営業利益(前連結会計年度営業損失98百万円)となりました。

経常損益につきましては、持分法による投資損失が86百万円の影響等により5百万円の経常利益(前連結会計年度経常損失146百万円)となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、経営構造改革の一環として希望退職実施に伴う特別損失150百万円を計上したこと等により、208百万円の親会社株主に帰属する当期純損失(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失500百万円)となりました。

なお、期末配当につきましては、新型コロナウイルスの感染等の影響により今後の経営環境が非常に不透明な状況にあること及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ではございますが、期末配当につきましては無配とさせていただきます。と存じます。

株主の皆様には誠に申し訳なく深くお詫び申し上げますとともに、引き続き経営構造改革を全社一丸となって推進してまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響及びワクチンの接種の進捗状況や、米中の覇権争い等により先行きは極めて不透明な状況にあります。米国等の追加的な財政支援や金融緩和等により、個人消費が旺盛になってきており景気回復することが期待されています。

このような状況のなか、当社グループは引き続き経営構造改革をグループで一丸となって進め、経営環境の変化に対応できるように意思決定の迅速化を図っていくとともに、事業の選択と集中を図り、不採算な固定費の低減に努めるとともに、新事業の推進に注力することで、持続可能な財務体質と競争力を維持構築していく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,209百万円であります。その主なものは、白井電子科技(珠海)有限公司における生産体制増強のための設備投資であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、白井電子科技(珠海)有限公司第2棟建設を目的に、金融機関より長期借入金659百万円を調達いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	第 49 期	第 50 期	第 51 期	第 52 期
売 上 高 (百万円)	28,522	28,632	26,135	22,355
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	515	275	△146	5
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (百万円)	54	△226	△500	△208
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	3.88	△16.23	△35.82	△14.96
総 資 産 (百万円)	22,253	21,997	20,636	20,322
純 資 産 (百万円)	3,720	3,150	2,511	2,476

(注)「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)」は期中平均株式数により算出しております。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主な事業内容
白井電子科技(香港)有限公司	152百万香港ドル	100.0%	プリント配線板の製造・販売
白井電子科技(珠海)有限公司	366百万香港ドル	100.0% (100.0%)	プリント配線板の製造

(注) 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社を含み、連結対象子会社は8社、持分法適用会社は1社であります。当期の連結売上高は22,355百万円（前連結会計年度比14.5%減）であり、親会社株主に帰属する当期純損失は208百万円（前連結会計年度は500百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）であります。

なお、白井電子科技(香港)有限公司、白井電子科技(珠海)有限公司、その他海外連結子会社4社及び持分法適用会社1社につきましては、2020年12月期の決算数値によっております。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

プリント配線板の設計・製造・販売及びプリント配線板外観検査機並びに各種ソリューションビジネス商品の開発・販売を行っております。

(12) 主要な営業所及び工場(2021年3月31日現在)

当 社	本 社 : 京都市 事 業 所 : 三上事業所 (滋賀県野洲市) 工 場 : 富波工場 (滋賀県野洲市)・守山工場 (滋賀県守山市) センター : 技術センター (京都市) 野洲管理センター (滋賀県野洲市) 支店及び 営 業 所 : 営業統括 (滋賀県野洲市)・東京支店 (東京都港区) 中部営業所 (愛知県刈谷市)・九州営業所 (長崎県大村市) 本 部 : P板開発サービス統括 (埼玉県川越市)
白井電子科技(香港)有限公司	香港九龍
白井電子科技(珠海)有限公司	中国広東省珠海市
オーミハイテック株式会社	滋賀県野洲市

(13) 従業員の状況(2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,296名	162名減

(注) 上記従業員数の他に臨時従業員としてパートタイマー(アルバイト)・契約社員・人材派遣人員が119名おります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
401名	71名減	42.7歳	17.4年

(注) 1. 上記従業員数の他に臨時従業員としてパートタイマー・人材派遣人員が40名おります。
 2. 上記従業員数にはグループ会社への出向者23名を除いて記載しております。

(14) 主要な借入先の状況(2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	2,651百万円
株式会社みずほ銀行	2,597百万円
株式会社滋賀銀行	1,888百万円
株式会社京都銀行	1,334百万円
中国工商银行股份有限公司	1,304百万円
シンジケートローン	1,108百万円

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社りそな銀行他3行からの協調融資によるものであります。
2. 株式会社りそな銀行の借入金残高には社債(私募債)の未償還額200百万円を含んでおります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,976,000株 (自己株式 1,413株を含む)
- (3) 株 主 数 6,077名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
白井商事株式会社	2,026千株	14.50%
シライ電子工業従業員持株会	687千株	4.92%
株式会社りそな銀行	408千株	2.92%
白井 総	391千株	2.80%
白井 治夫	378千株	2.71%
白井 由香	370千株	2.65%
株式会社SBI証券	335千株	2.40%
a uカブコム証券株式会社	310千株	2.22%
住友ベークライト株式会社	192千株	1.37%
富国生命保険相互会社	144千株	1.03%

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(1,413株)を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	大 塚 昌 彦	白井電子科技(香港)有限公司 董事長
常 務 取 締 役	山 中 尊 夫	海外事業担当 白井電子科技(香港)有限公司 董事 白井電子科技(珠海)有限公司 董事長
常 務 取 締 役	宮 崎 信	PWB事業担当兼生産統括部長
取 締 役	福 留 雅 己	財務・IR担当
取 締 役	曾 我 義 治	P板開発サービス担当兼P板開発サービス統括部長
取 締 役	竹 中 一 宏	品質・技術・ソリューション担当
取 締 役	上 中 康 司	—
常 勤 監 査 役	藤 井 幸 嗣	—
監 査 役	五 宝 滋 夫	株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外取締役 監査等委員 株式会社Kaizen Platform 監査役
監 査 役	大 橋 正 彦	—

(注) 1. 当期中における取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

2020年6月25日開催の定時株主総会において、竹中一宏氏は取締役に、藤井幸嗣氏は監査役に選任され就任いたしました。

2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役村上純一氏は任期満了により退任いたしました。

2020年8月31日をもって、取締役小谷峰藏氏は辞任いたしました。

2020年9月30日をもって、常務取締役亀井正巳氏は子会社代表取締役就任のため辞任により退任いたしました。

2021年3月31日をもって、取締役福留雅己氏は辞任いたしました。

2. 当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	
異動年月日	—	2020年4月1日	2020年7月1日
大塚 昌彦	取締役 ソリューション事業担当	常務取締役 技術・ソリューション 担当	代表取締役社長
宮崎 信	取締役 国内生産担当	取締役 生産担当兼生産統括部長	常務取締役 PWB事業担当 兼生産統括部長
曾我 義治	取締役 品質・技術統括担当 兼品質保証本部長	取締役 P板開発サービス担当 兼P板開発サービス 統括部長	—

3. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
山中 尊夫	常務取締役 海外事業担当	常務取締役 海外PWB事業担当	2021年4月1日
宮崎 信	常務取締役 PWB事業担当 兼生産統括部長	常務取締役 国内PWB事業担当 兼国内生産統括部長	2021年4月1日

4. 取締役上中康司氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役上中康司氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役五宝滋夫、大橋正彦の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役五宝滋夫氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役大橋正彦氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
7. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	役 名	職 名
平野 和志	執行役員	人事・総務担当
石角 哲也	執行役員	営業担当
五藤 学	執行役員	経営管理・国内構造改革担当
白井 基治	執行役員	海外構造改革・特命担当

8. 執行役員のうち、平野和志は2021年3月31日をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役上中康司氏、常勤監査役藤井幸嗣氏、社外監査役五宝滋夫氏及び大橋正彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、取締役及び監査役の役員報酬につきましては、株主総会の決議により取締役及び監査役の月額報酬限度額の総額を決定しております。また、個々の取締役及び監査役の役員報酬額につきましては、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することとし、職責に見合う報酬水準、報酬体系となるよう設計することを基本方針としております。

② 取締役会及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関しましては、1991年6月27日開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額は月額40百万円以内、1990年6月28日開催の定時株主総会において監査役の報酬限度額は月額3百万円以内と決議されております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

本基本方針に基づき、取締役会より一任された代表取締役社長小谷峰藏氏が、取締役の役割と責任及び業績に報いるに相応しい額を総合的に勘案し、各取締役の報酬額を決定しております。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2020年6月30日の取締役会において、取締役の報酬等の額の決定について代表取締役社長小谷峰藏氏に一任することを決議しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

監査役の報酬につきましては、監査役全員の協議の上、監査役会にて決定しております。

なお、当社の役員報酬は固定報酬のみで構成されております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	77 (4)	77 (4)	—	9 (1)
監査役 (うち社外監査役)	15 (6)	15 (6)	—	4 (2)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役五宝滋夫氏は、株式会社一家ダイニングプロジェクトの社外取締役（監査等委員）と株式会社Kaizen Platformの監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会（18回開催）		監査役会（17回開催）		主な活動状況
		出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)	
取締役	上中 康司	18	100.0	—	—	金融機関や証券会社における業務経験で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、適宜発言を行っております。
監査役	五宝 滋夫	18	100.0	17	100.0	他社の監査役を歴任されたことによる豊富な見識・経験を活かし、適宜発言を行っております。
監査役	大橋 正彦	18	100.0	17	100.0	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を活かし、適宜発言を行っております。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会には、18回中18回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 PwC京都監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、白井電子科技(香港)有限公司及び白井電子科技(珠海)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、これを株主総会の会議の目的とする議案の内容といたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の体制の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコーポレートガバナンスの基本方針として、次の4つの項目を掲げております。

イ 企業理念の浸透に対する経営者のリーダーシップの発揮

ロ 経営におけるチェックアンドバランス機能の確立

ハ 高い倫理観に基づくコンプライアンス体制の構築

ニ ステークホルダーへの積極的な情報開示とコミュニケーションの充実

取締役会は職務の執行が適正かつ健全に行われるために、コーポレートガバナンスの基本方針をベースとして、実効性のある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制確立に努める。また、監査役や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会や経営会議の議事録、稟議決裁書等を作成し、「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保管かつ管理していく。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント規程、業務分掌規程や職務権限規程、その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定、改廃を行うこととする。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。

各業務執行の責任者は、各職務分掌に基づきプロジェクト計画で決定している施策及び業務の執行を効率的に行うとともに、目標に対しての管理、改善を行っていく。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社と当社との情報管理体制を整備する。
 - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制を整備し、定期的に取り締役会・経営会議等で子会社の職務状況を監視する。
 - ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定期的に取り締役会・経営会議等で職務執行状況を監視する。また必要に応じて当社の
主管部門が適切な指導を行う。
 - ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する
ための体制
コンプライアンス体制・内部通報制度を整備する。また、監査役や内部監査室による
監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用
人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協
議の上補助者を選任し、その補助者は監査役の指示がある場合はその指示に従う。
- ⑦ 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の監査業務に係る使用人は取締役からの独立性を確保するため、当該補助人の人
事異動及び人事考課を行う場合は、予め監査役に相談し意見を求める。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
- イ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその
職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。
 - ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を
受けた者が当社の監査役に報告するための体制
監査役を通報窓口として直接報告できる内部通報制度を整備する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを
確保するための体制
当社の内部通報制度において、内部通報者に対し不利益な取扱いを行わないことを取り
決め遵守する。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行に係る費用や債務は、当社予算制度の中で一定の独立性を担保する体制を構築する。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- イ 取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、またその環境の整備に努める。
 - ロ 監査役と内部監査室との定期的な協議の機会を設け連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ 取締役はシライ電子工業グループにおける企業活動について財務報告に関わるリスクを認識し、その分類・分析・評価を行い、有効な統制活動を構築し、推進する。
 - ロ 取締役は内部統制の構築及び評価を実施する組織を編成し、委員を指名する。
 - ハ 取締役は統制活動の有効性を評価し、その結果を適切に開示する。また、財務報告に関わる重要な不備を把握した場合、その是正に努めるとともに、適切に開示する。
 - ニ 取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して、取締役を適切に監督する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
- 当社グループは行動規範を定め、社会秩序や安全、また健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力並びに団体に対しては毅然とした態度で臨み、そのような勢力並びに団体とは一切の関わりを持たないことを基本方針とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の維持、発展のため2014年に発足したコンプライアンス委員会を月例にて開催し、法令及び社内ルールの遵守状況の把握、コンプライアンス違反に係る対応及び再発防止策の検討、コンプライアンスを大切にする風土づくりなどの審議を行いました。またその内容は必要に応じて取締役会に報告され、取締役会はその審議を通じて各取締役の職務状況が法令及び定款に適合しているかを監督しております。

また内部通報制度の運用により、通常では露見しがたい情報の取得に努めて、通報があった場合は速やかに対応しております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類、経営会議議事録等、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、関係法令及び社内規程に基づき適切に保存、保管しております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規程に基づき、期初にリスク評価を行って経営計画に反映し、リスクコントロールを設定して、月次にて経営会議、取締役会等の重要会議でその実効性をモニタリングしております。また、経営環境の変化により突発的に発生する損失・危険のリスクについても、経営会議、取締役会等で対応を速やかに審議し、必要な措置を講じております。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は月次の頻度で経営会議、取締役会を開催し、取締役及び使用人の職務執行が効率的に行われているかを管理指標のモニタリング及び各取締役や使用人へのヒヤリングにより確認するとともに、問題がある場合はその対応を速やかに審議し、意思決定して解決を図っております。また、監査役及び内部監査室が取締役の職務執行の状況をモニタリングして取締役会に報告し、問題については是正の勧告を行っております。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社と関係会社との情報管理体制をグループ経営管理規程に定め、当社に報告すべき重要な事項とその報告ルートを確認に定めて情報伝達漏れを防止しております。
重要な子会社には当社役員を子会社役員に兼務させており、当社取締役会で子会社の業務の状況をモニタリングしております。さらに、定期的に経営会議に子会社の責任者を参加させ、業務職務執行の状況をヒヤリングし、問題があれば審議し対応を意思決定しております。また、監査役及び内部監査室が子会社の業務執行状況をモニタリングして当社社長及び当社取締役会に報告し、問題があれば是正の勧告を行っております。
内部通報制度を子会社にも適用し、通報があった場合は子会社の受付窓口から当社社長、監査役まで報告が上がるルートを確認しております。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役会が監査役監査に協力できる体制を整備し、取締役会規則で明確にしておりますが、当事業年度において当該事象は発生しておりません。
- ⑦ 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の監査業務に係る使用人の人事異動及び人事考課を行う場合はあらかじめ監査役に相談し意見を求めるルールを取締役会規則に定めておりますが、当事業年度において当該事象は発生しておりません。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
監査役は当社の取締役会及び経営会議等の重要な会議に参加し情報の収集に努めており、また、各子会社の監査役を兼任していることから、各子会社の取締役会等に参加し必要な報告を受けております。
また、内部通報制度において、当社社長とともに最終受領者として内部通報を洩れなく受領できる立場を確認しております。さらには監査役を通報窓口としても位置づけ、幅広く情報のチャンネルを確認しております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役の監査業務に係る使用人の人事異動及び人事考課を行う場合はあらかじめ監査役に相談し、意見を求めるルールを取締役会規則に定めておりますが、当事業年度において当該事象は発生しておりません。

また、内部通報を行った者に対する保護については内部通報処理に関する規程にて明確に定めており、違反した者には就業規則違反として罰則を定めておりますが、当事業年度において当該事象は発生しておりません。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
取締役会規則において取締役会が監査役監査に協力できる体制を確保しております。当事業年度において監査役の職務の執行に生ずる費用や債務処理が滞った事象はありません。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

取締役会が監査役監査に協力できる環境を整える責務があることを取締役会規則に定めており、各取締役の協力のもと当事業年度の監査役監査は予定通り遅滞なく完了しております。

- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制を整備、運用する体制を構築しており、当事業年度において財務報告に係る内部統制は適切に整備・運用されていることを内部監査にて確認しております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は行動規範にて反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを明確にしており、その浸透を図っております。当事業年度において反社会的勢力との関係は認められません。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,402	流 動 負 債	11,373
現 金 及 び 預 金	2,518	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,165
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,045	電 子 記 録 債 務	977
電 子 記 録 債 権	369	短 期 借 入 金	3,418
製 品	1,159	1年内返済予定の長期借入金	2,491
仕 掛 品	597	リ ー ス 債 務	147
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	398	未 払 法 人 税 等	100
そ の 他	314	賞 与 引 当 金	153
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他	918
固 定 資 産	9,919	固 定 負 債	6,472
有形固定資産	8,651	社 債	200
建 物 及 び 構 築 物	2,862	長 期 借 入 金	5,483
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,124	リ ー ス 債 務	189
土 地	1,540	退 職 給 付 に 係 る 負 債	438
リ ー ス 資 産	244	資 産 除 去 債 務	148
建 設 仮 勘 定	1,571	そ の 他	12
そ の 他	308	負 債 合 計	17,845
無形固定資産	202	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	202	株 主 資 本	3,146
投資その他の資産	1,065	資 本 金	1,361
投 資 有 価 証 券	796	資 本 剰 余 金	1,506
繰 延 税 金 資 産	154	利 益 剰 余 金	277
そ の 他	131	自 己 株 式	△0
貸 倒 引 当 金	△16	その他の包括利益累計額	△825
		その他有価証券評価差額金	2
		為替換算調整勘定	△811
		退職給付に係る調整累計額	△16
		非支配株主持分	155
		純 資 産 合 計	2,476
資 産 合 計	20,322	負 債 純 資 産 合 計	20,322

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		22,355
売上原価		19,014
売上総利益		3,341
販売費及び一般管理費		3,222
営業利益		119
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	1	
為替差益	17	
補助金収入	147	
その他	39	206
営業外費用		
支払利息	212	
持分法による投資損失	86	
その他	21	321
経常利益		5
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	44	45
特別損失		
固定資産除却損	11	
減損損失	13	
固定資産売却損	0	
経営構造改革費用	150	176
税金等調整前当期純損失		125
法人税、住民税及び事業税	55	
法人税等調整額	34	90
当期純損失		215
非支配株主に帰属する当期純損失		6
親会社株主に帰属する当期純損失		208

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,361	1,506	486	△0	3,355
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△208		△208
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△208	—	△208
当 期 末 残 高	1,361	1,506	277	△0	3,146

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	19	△991	△37	△1,009	165	2,511
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純損失						△208
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△17	180	20	184	△10	174
当 期 変 動 額 合 計	△17	180	20	184	△10	△34
当 期 末 残 高	2	△811	△16	△825	155	2,476

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

白井電子科技(香港)有限公司

白井電子科技(珠海)有限公司

白井電子商貿(上海)有限公司

白井電子商貿(深セン)有限公司

Shirai Electronics Trading(Thailand) Co.,Ltd.

Shirai Electronics Trading Mexico S.A. de C.V.

シライ物流サービス株式会社

オーミハイテク株式会社

(2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称 科恵白井電路有限公司

(2) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なるため、事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、白井電子科技(香港)有限公司、白井電子科技(珠海)有限公司、白井電子商貿(上海)有限公司、白井電子商貿(深セン)有限公司、Shirai Electronics Trading(Thailand) Co.,Ltd. 及びShirai Electronics Trading Mexico S.A. de C.V. の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 時価のないもの

総平均法による原価法

- ② デリバティブ
時価法
- ③ たな卸資産
通常の販売目的で保有するたな卸資産
主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - (イ)2007年3月31日以前に取得したもの
当社は旧定額法によっております。なお、連結子会社は定額法によっております。
 - (ロ)2007年4月1日以降に取得したもの
当社及び連結子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 2年～45年
機械装置及び運搬具 2年～10年
また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
 - ③ リース資産
 - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - (イ)当社及び国内連結子会社
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (ロ)在外連結子会社
主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務、借入金の支払利息

(ハ) ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップを実需の範囲内で利用しております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を評価しております。

なお、振当処理によっている為替予約、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

④ 記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

5. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「その他」に含めておりました「補助金収入」(前連結会計年度25百万円)は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

当社グループは事業セグメントとして国内プリント配線板事業、検査機・ソリューション事業等を営んでおります。資産グルーピングは、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき、また遊休資産については個別物件単位で行っております。国内プリント配線板事業については、三上事業所、富波工場、守山工場を中心とする国内PWB事業部と、P板開発サービス本部等に区分しております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは取締役会で決議された経営計画に基づき見積もった将来キャッシュ・フローに、不動産鑑定評価額に基づき見積もった正味売却価額を加算して算定しております。主要な仮定は売上高成長率等であり、当社グループ内で用いている予算などの内部情報、過去実績、予算達成率等を基礎としております。

また、新型コロナウイルス感染症による影響については、今後の広がり・収束時期等を正確に予測することは非常に困難ですが、当連結会計年度の状況が継続するものと仮定しております。

当連結会計年度においては、P板開発サービス本部について営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなり、減損の兆候が認められたことから、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。連結貸借対照表に計上されている有形固定資産はP板開発サービス本部が425百万円であり、連結総資産の2%に該当します。

減損損失の認識の判定において、経営計画等に基づく割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産グループの帳簿価額を上回っていることから、当該資産グループの減損損失の認識は不要と判断しております。

しかしながら、当該見積り・前提について、競争条件の悪化や新型コロナウイルス感染症による影響が想定を超えて深刻化した場合等には翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及びこれに対する債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建物及び構築物	2,731百万円
機械装置及び運搬具	632百万円
土地	1,524百万円
有形固定資産その他	0百万円
無形固定資産その他	108百万円
計	4,997百万円

(上記に対する債務)

短期借入金	886百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,299百万円
長期借入金	4,049百万円
計	6,236百万円

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額

減価償却累計額 13,622百万円

3. 財務制限条項

当社は、三上事業所の新棟建設に伴う投資資金を安定的に調達するため、取引銀行4行とタームローン契約を締結しており、1年内返済予定の長期借入金のうち116百万円及び長期借入金のうち992百万円には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度の決算期（ただし、2020年3月期の決算期は除く。）の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される当期経常損益から営業外収益及び営業外費用に計上される為替差損益を控除した金額が3期連続して損失とならないようにする。ただし、2022年3月期以降は2期連続して損失とならないようにする。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数 普通株式 13,976千株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、主にプリント配線板の製造販売事業を行うための設備投資計画や販売計画に照らし、必要な資金（主に長期性の銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を1年以内返済の銀行借入によって調達しております。デリバティブ取引は、為替相場の変動リスクを軽減すべく為替予約取引を利用しており、また、金利変動リスクを軽減すべく金利スワップ取引を利用しておりますが、その他の投機的な取引は行わない方針であります。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務の支払に充当し、資金ロスの低減を図っております。投資有価証券は、主に取引先企業の安定株主施策に応じ所有する株式であり、市場の価格変動リスクに晒されております。また、子会社又は関係会社に対しては、必要に応じ短期及び長期の貸付を行っております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金及び社債は運転資金として必要な資金調達を目的にしており、最長で14年であります。その一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。シンジケートローンは当社の事業展開で必要とされる資金需要に対する安定的、効率的な資金調達を目的としたもので、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、与信管理規程をはじめ各規程に従い、営業債権について営業企画部が全取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、経営管理部は取引相手先ごとに期日及び債権残高の管理を行うとともに、各営業部が取引先と与信額を超過した取引となっている場合、その解決策を聴取することとしております。
連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。当期の連結決算日現

在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、支払金利の変動リスクを抑制する目的で、一部借入金に対して期間中の利率を固定する中長期固定金利借入にて調達を行い、また、別の一部に対して金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループ各社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,518	2,518	—
(2) 受取手形及び売掛金（純額）	5,044	5,044	—
(3) 電子記録債権	369	369	—
(4) 投資有価証券	10	10	—
資産計	7,942	7,942	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,165	3,165	—
(2) 電子記録債務	977	977	—
(3) 短期借入金	3,418	3,418	—
(4) 長期借入金 ※	7,975	8,226	251
(5) 社債	200	201	1
負債計	15,736	15,989	252
デリバティブ取引	—	—	—

※ 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金（純額）、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもので、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	785

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 166円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 14円96銭 |

その他の注記

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
京都府	遊休資産	土地	10
		建物及び付属設備	3
		構築物	0

① 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産について、売却の意思決定を行ったことから減損損失を認識しております。

② 資産グループの方法

継続的な収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っております。ただし、処分予定または将来の使用が見込まれない遊休資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、個別にグルーピングしております。また、全社共通で使用する資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

③ 回収可能価額の算定方法

当該資産または資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、遊休資産については売却の意思決定を行ったため売却見込額に基づいて評価しております。

追加情報

(会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内外の景気の急速な悪化により、当社グループでは受注の減少などの影響を受けております。このような状況は、今後の広がり・収束時期等を正確に予測することは非常に困難ですが、当連結会計年度の状況が継続するものと仮定し、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。ただし、この仮定は不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,452	流動負債	4,650
現金及び預金	742	支払手形	135
受取手形	116	買掛金	812
電子記録債権	362	電子記録債務	977
売掛金	2,125	短期借入金	769
製品	720	1年内返済予定の長期借入金	1,337
仕掛品	296	リース債務	96
原材料及び貯蔵品	166	未払金	136
前渡金	5	未払費用	191
前払費用	13	未払法人税等	17
関係会社短期貸付金	847	前受り金	52
その他	55	預り金	35
固定資産	6,991	賞与引当金	79
有形固定資産	3,074	その他	8
建物	971	固定負債	4,881
構築物	63	社債	200
機械及び装置	353	長期借入金	4,024
工具、器具及び備品	163	リース債務	165
土地	1,351	退職給付引当金	333
リース資産	168	資産除去債務	146
その他	2	長期未払金	11
無形固定資産	83	負債合計	9,532
ソフトウェア	65	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	7	株主資本	2,908
その他	11	資本金	1,361
投資その他の資産	3,833	資本剰余金	1,476
投資有価証券	10	資本準備金	1,476
関係会社株式	2,756	利益剰余金	71
出資	0	利益準備金	36
関係会社長期貸付金	922	その他利益剰余金	34
破産更生債権等	0	別途積立金	410
長期前払費用	31	繰越利益剰余金	△375
繰延税金資産	84	自己株式	△0
その他	41	評価・換算差額等	2
貸倒引当金	△14	その他有価証券評価差額金	2
資産合計	12,444	純資産合計	2,911
		負債純資産合計	12,444

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		10,690
売上原価		9,052
売上総利益		1,638
販売費及び一般管理費		1,729
営業損失		91
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	1	
為替差益	14	
経営指導料	23	
雇用調整助成金	100	
その他の	37	203
営業外費用		
支払利息	81	
その他の	14	95
経常利益		16
特別利益		
投資有価証券売却益	44	44
特別損失		
固定資産除却損	5	
営構造改革費用	150	
減損損失	13	170
税引前当期純損失		109
法人税、住民税及び事業税	13	
法人税等調整額	26	40
当期純損失		150

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,361	1,476	1,476
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,361	1,476	1,476

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金				自己株式	
	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計		
		別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	36	410	△224	221	△0	3,059
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失			△150	△150		△150
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△150	△150	—	△150
当 期 末 残 高	36	410	△375	71	△0	2,908

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	19	19	3,079
当期変動額			
当期純損失			△150
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△17	△17	△17
当期変動額合計	△17	△17	△167
当期末残高	2	2	2,911

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 総平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品 …………… 総平均法

但し、検査機、金型及び設計代については個別法

原 材 料 …………… 総平均法

仕 掛 品 …………… 総平均法

貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… ①2007年3月31日以前に取得したもの

(リース資産を除く) …… 旧定額法によっております。

②2007年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 …………… 8年～38年

機 械 及 び 装 置 …………… 2年～6年

工具、器具及び備品 …………… 2年～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 …………… 定額法によっております。

(リース資産を除く) …… 但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産 …………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によって
 おります。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によってお
 ります。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して
 おります。

6. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込
 額を計上しております。

賞 与 引 当 金 従業員の賞与の支払に充てるため、当事業年度に負担すべき実際支給見込額を計
 上しております。

退 職 給 付 引 当 金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資
 産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰
 属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内
 の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存
 勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞ
 れ発生の翌事業年度から費用処理しております。

7. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結
 計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務、借入金の支払利息

③ ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップを実需の範囲内で利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を評価しております。なお、振当処理によっている為替予約、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9. 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

10. 記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

11. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」(前事業年度264百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」(前事業年度0百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

12. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

当社は事業セグメントとして国内プリント配線板事業、検査機・ソリューション事業等を営んでおります。資産グルーピングは、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき、また遊休資産については個別物件単位で行っております。国内プリント配線板事業については、三上事業所、富波工場、守山工場を中心とする国内PWB事業部と、P板開発サービス本部等に区分してお

ります。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは取締役会で決議された経営計画に基づき見積もった将来キャッシュ・フローに、不動産鑑定評価額に基づき見積もった正味売却価額を加算して算定しております。主要な仮定は売上高成長率等であり、当社内で用いている予算などの内部情報、過去実績、予算達成率等を基礎としております。

また、新型コロナウイルス感染症による影響については、今後の広がり・収束時期等を正確に予測することは非常に困難ですが、当事業年度の状況が継続するものと仮定しております。

当事業年度においては、P板開発サービス本部について営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなり、減損の兆候が認められたことから、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。貸借対照表に計上されている有形固定資産はP板開発サービス本部が425百万円であり、総資産の3%に該当します。

減損損失の認識の判定において、経営計画等に基づく割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産グループの帳簿価額を上回っていることから、当該資産グループの減損損失の認識は不要と判断しております。

しかしながら、当該見積り・前提について、競争条件の悪化や新型コロナウイルス感染症による影響が想定を超えて深刻化した場合等には翌事業年度以降の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産及びこれに対する債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建物	943百万円
土地	1,348百万円
計	2,292百万円

(上記に対する債務)

短期借入金	769百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,287百万円
長期借入金	4,024百万円
計	6,081百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	22百万円
短期金銭債務	254百万円

3. 減価償却累計額

有形固定資産	7,208百万円
--------	----------

4. 保証債務

次のとおり関係会社に対し、債務保証を行っております。

銀行借入に対する保証

白井電子科技(香港)有限公司	3,266百万円
白井電子科技(珠海)有限公司	664百万円

取引に関する保証

白井電子科技(香港)有限公司	221百万円
----------------	--------

出資に対する保証

Shirai Electronics Trading(Thailand) Co.,Ltd.	8百万円
---	------

5. 財務制限条項

当社は、三上事業所の新棟建設に伴う投資資金を安定的に調達するため、取引銀行4行とタームローン契約を締結しており、1年内返済予定の長期借入金のうち116百万円及び長期借入金のうち992百万円には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度の決算期（ただし、2020年3月期の決算期は除く。）の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される当期経常損益から営業外収益及び営業外費用に計上される為替差損益を控除した金額が3期連続して損失とならないようにする。ただし、2022年3月期以降は2期連続して損失とならないようにする。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 92百万円

仕入高 2,537百万円

営業取引以外の取引高 73百万円

2. たな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価 9百万円

3. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
京都府	遊休資産	土地	10
		建物及び付属設備	3
		構築物	0

① 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産について、売却の意思決定を行ったことから減損損失を認識しております。

② 資産グループの方法

継続的な収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っております。ただし、処分予定または将来の使用が見込まれない遊休資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、個別にグルーピングしております。また、全社共通で使用する資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

③ 回収可能価額の算定方法

当該資産または資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、遊休資産については売却の意思決定を行ったため売却見込額に基づいて評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,413	—	—	1,413

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	210百万円
資産除去債務	44百万円
未払役員退職慰労金否認額	0百万円
退職給付引当金否認額	101百万円
未払事業税	2百万円
賞与引当金否認額	24百万円
会員権評価損否認額	13百万円
投資有価証券評価損否認額	0百万円
一括償却資産償却限度超過額	2百万円
減価償却超過額	27百万円
夏季賞与支給に伴う法定福利費	3百万円
繰越欠損金	566百万円
その他	4百万円
繰延税金資産小計	1,003百万円
評価性引当額	△916百万円
繰延税金資産合計	86百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△0百万円
その他有価証券評価差額金	△1百万円
繰延税金負債合計	△2百万円
繰延税金資産の純額	84百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (注7)	科目	期末残高 (注7)
子会社	白井電子科技 (香港)有限公司	所有 直接 100%	当社製品の 生産委託及び販売 資金の援助 債務保証 役員の兼任	プリント配線板 等の購入(注1)	1,509	買掛金	132
				資金の貸付 (注2)	1,605	短期貸 付金	835
						長期貸 付金	770
				貸付利息の受入 (注2)	24	未収入 金	2
				債務保証 (注3)	3,488	—	—
				保証料の受入 (注3)	7	未収入 金	1
				経営指導料の 受入(注5)	19	—	—
	白井電子科技 (珠海)有限公司	所有 間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証(注4)	664	—	—
				保証料の受入 (注4)	3	未収入 金	0
	シライ物流サ ービス株式会 社	所有 直接 100%	資金の援助	資金の貸付 (注6)	164	短期貸 付金	12
						長期貸 付金	152

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. プリント配線板の購入価格については、白井電子科技(香港)有限公司から見積りを入手し、市場価格と比較・検討し価格交渉を実施したうえで決定しております。
2. 白井電子科技(香港)有限公司の白井電子科技(珠海)有限公司への出資に関して資金を貸付けております。なお、貸付利息は香港での市場金利を勘案し決定しております。

3. 白井電子科技(香港)有限公司と科惠白井電路有限公司の取引高及び銀行借入に対し債務保証を行っているものです。なお、保証額は実際借入額とし日数に応じて債務保証額の年率0.2%の保証料を受取っております。

(1) 仕入取引に対する保証

	金額 (千USD)	期 限
株式会社りそな銀行	2,000,000	2021年 4月 10日

(2) 銀行借入に対する保証

	金額 (千USD)	期 限
株式会社りそな銀行	6,000,000	2023年 9月30日
	400,000	2022年 3月31日
	600,000	2023年 3月31日
	4,875,000	2030年12月30日
株式会社みずほ銀行	7,000,000	2021年 6月30日
	300,000	2022年 9月30日
株式会社京都銀行	100,000	2021年 8月26日
	300,000	2022年 8月31日
	550,000	2023年10月24日
	900,000	2024年 3月28日
	1,020,000	2025年 4月28日
	1,000,000	2026年 3月26日
株式会社滋賀銀行	3,000,000	2021年 9月30日
	100,000	2021年 5月31日
	500,000	2023年 9月29日
	900,000	2024年 3月28日
	960,000	2025年 3月31日
	1,000,000	2026年 3月31日

4. 白井電子科技(珠海)有限公司のリース契約、銀行借入に対し債務保証を行っているものであります。なお、保証額は実際借入額とし日数に応じて債務保証額の年率0.2%の保証料を受取っております。

(2) 銀行借入に対する保証

	金額 (千USD)	期 限
株式会社みずほ銀行	6,000,000	2021年 8月31日

5. 経営指導料につきましては、取引内容を勘案して決定しております。
 6. シライ物流サービス株式会社の新社屋建設に関して資金を貸付けております。
 7. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員に 準ずる者	白井 治夫	被所有 直接 2.7%	当社創業者 会長	顧問契約 (注)	12	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社創業者としての経営全般のサポート及びアドバイスでの関与に基づき、顧問料を決めております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 208円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 10円77銭 |

その他の注記

追加情報

(会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内外の景気の急速な悪化により、当社グループでは受注の減少などの影響を受けております。このような状況は、今後の広がり・収束時期等を正確に予測することは非常に困難ですが、当事業年度の状況が継続するものと仮定し、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。ただし、この仮定は不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

シライ電子工業株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員	公認会計士	田 村	透 ㊞
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	江 口	亮 ㊞
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シライ電子工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シライ電子工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

シライ電子工業株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員	公認会計士	田 村 透	Ⓔ
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	江 口 亮	Ⓔ
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シライ電子工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

シライ電子工業株式会社 監査役会
常勤監査役 藤井幸嗣 ㊞
社外監査役 五宝滋夫 ㊞
社外監査役 大橋正彦 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役の取締役会における議決権の行使を通じて取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うものであります。

(2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第30条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）および現行定款第38条（中間配当）の削除を行うものであります。

(3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 [条文省略] (機 関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第1章 総則 第1条～第3条 [現行どおり] (機 関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> [削除] (3) <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
第5条 [条文省略]	第5条 [現行どおり]
第2章 株式	第2章 株式
第6条 [条文省略]	第6条 [現行どおり]
(自己の株式の取得)	
第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。	[削除]
第8条～第9条 [条文省略]	第7条～第8条 [現行どおり]
(単元未満株式の買い増し)	
第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	[削除]
第11条～第12条 [条文省略]	第9条～第10条 [現行どおり]
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 [条文省略]	第11条～第16条 [現行どおり]
第4章 取締役及び取締役会 (員 数)	第4章 取締役及び取締役会 (員 数)
第19条 当社の取締役は14名以内とする。 [新設]	第17条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は9名 以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 [条文省略] 3 [条文省略] (任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 [新設] [新設] 2 <u>補欠、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u> (招集及び議長) 第22条 [条文省略] 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。	(選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 [現行どおり] 3 [現行どおり] (任 期) 第19条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> [削除] (招集及び議長) 第20条 [現行どおり] 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
[新設] (取締役会の書面決議) 第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは</u>、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長、<u>取締役副社長</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第25条 [条文省略] (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第27条 [条文省略]	(重要な業務執行の決定の委任) 第21条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の書面決議) 第22条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>、取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。 第24条 [現行どおり] (報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 第26条 [現行どおり]

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知)
[新設]	第27条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
[新設]	2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
[新設]	(監査等委員会規則)
	第28条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(員 数)	
第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。	[削除]
(選任方法)	
第29条 監査役は、株主総会において選任する。	[削除]
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	[削除]
(任 期)	
第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	[削除]
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	[削除]
(常勤監査役)	
第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	[削除]

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知) 第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u> (監査役会規則) 第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> (報酬等) 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) 第35条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	[削除] [削除] [削除] [削除] [削除] [削除]

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計 算	第6章 計 算
第36条 [条文省略]	第29条 [現行どおり]
[新設]	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第30条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第37条 [条文省略]	第31条 [現行どおり]
[新設]	2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2 [条文省略]	3 [現行どおり]
<u>(中間配当)</u>	[削除]
第38条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。	
第39条 [条文省略]	第32条 [現行どおり]
[新設]	附 則
[新設]	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第52回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	再 任 お お つ か ま さ ひ こ 大 塚 昌 彦 1969年8月17日	1993年8月 当社入社 2012年4月 検査機・ソリューション部長 2018年6月 取締役ソリューション事業担当 2020年4月 常務取締役技術・ソリューション担当 2020年7月 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 白井電子科技（香港）有限公司董事長	2,000株
2	再 任 や ま な か た か お 山 中 尊 夫 1957年12月6日	1980年4月 当社入社 1997年4月 当社品質保証部長 2004年6月 当社取締役人事・総務担当兼人事部長 2009年3月 当社取締役海外事業担当 2014年4月 当社取締役人事総務・品質担当 2018年6月 常務取締役海外事業担当 2021年4月 常務取締役海外PWB事業担当（現任） （重要な兼職の状況） 白井電子科技(香港)有限公司董事 白井電子科技(珠海)有限公司董事長	34,800株

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	再 任 み や ざ き し ん 宮 崎 信 1960年 3 月 7 日	1990年 8 月 当社入社 2005年 4 月 三上工場長兼生産管理部長 2007年 4 月 白井電子科技(香港)有限公司出向 部長 2012年 1 月 白井電子科技(珠海)有限公司出向 本部長 2012年12月 白井電子商貿(深セン)有限公司出向 本部長 2016年 4 月 生産本部長 2018年 6 月 取締役国内生産担当兼PWB生産本部長 2020年 7 月 常務取締役PWB事業担当 2021年 4 月 常務取締役国内PWB事業担当兼国内生産統括部長（現任）	15,200株
4	再 任 そ が よ し は る 曾 我 義 治 1967年 7 月14日	1990年 4 月 当社入社 2007年 4 月 生産担当部長 2010年 4 月 生産担当本部長 2011年10月 白井電子科技(珠海)有限公司出向 本部長 2018年 6 月 取締役品質・技術統括担当 2020年 4 月 取締役P板開発サービス担当兼P板開発サービス統括部長（現任）	13,600株
5	再 任 た け な か か ず ひ ろ 竹 中 一 宏 1962年11月 8 日	1986年 4 月 当社入社 2008年 4 月 白井電子科技(香港)有限公司出向 部長 2013年 4 月 品質保証本部長 2019年 4 月 生産本部長 2020年 4 月 グローバル品質保証統括部長 2020年 6 月 取締役技術・品質・ソリューション担当（現任）	22,100株
6	新 任 ご と う ま な ぶ 五 藤 学 1979年2月11日	2008年12月 新日本有限責任監査法人入所 2016年 2 月 公認会計士登録 五藤学公認会計士事務所開設 代表（現任） 2018年 2 月 当社入社 2020年 6 月 執行役員国内構造改革・経営管理担当（現任）	一株

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	新任 しら い も と は る 白 井 基 治 1992年4月16日	2017年7月 J.P. モルガン証券株式会社入社 2018年5月 PISE Singapore Pte.Ltd. 入社 General Manager 2019年4月 当社入社 2020年6月 執行役員海外構造改革・特命担当（現任）	80,000株

(注) 1. 取締役候補者の選定方針

当社は、経営理念に基づき、経営理念の実現に貢献できる知識、能力、経験を持ち、また、当社の取締役としてふさわしい人格、高い見識や幅広い視野、倫理観、公正性、誠実性を有している者を取締役候補者として選定し、取締役会で十分審議した上で、株主総会にお諮りすることを基本方針としております。

本定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案通り承認された場合、7名の取締役が就任することになりますが、今後適切な経営の意思決定を行うにあたっては適正な規模及び布陣であると考えております。

- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年6月に更新予定です。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となります。

(保険契約の内容の概要)

①被保険者の範囲

当社および当社の子会社の取締役全員。(契約後に就任したものを含みます)

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、

監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	新任 社外 独立 う え な か こ う じ 上 中 康 司 1962年 8 月 6 日	1988年 4 月 株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行） 入行 1993年 7 月 シティバンク銀行入行 1996年 8 月 クレディ スイス ファースト ボストン証券（現クレディ スイス 証券株式会社） 入社 1997年 4 月 住友キャピタル証券株式会社（現大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社） 入社 2004年 8 月 株式会社サクシード設立 代表取締役（現任） 2010年 5 月 ライトスマートインターナショナル（カンボジアNGO） 設立 会長（現任） 2011年 4 月 自民党京都府第二選挙区衆議院支部長 2017年 5 月 株式会社建設経済新聞社 代表取締役（現任） 2017年 6 月 北日本紡績株式会社 取締役 2018年 6 月 当社取締役（現任）	3,000株

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	新任 社外 独立 ごほうしげお 五宝滋夫 1958年1月31日	1981年4月 麒麟麦酒株式会社(現キリンホールディングス株式会社)入社 2016年6月 当社監査役(現任) 2016年11月 株式会社一家ダイニングプロジェクト 常勤監査役 2017年6月 株式会社Kaizen Platform 監査役(現任) 2019年6月 株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外取締役 監査等委員(現任) 2019年11月 株式会社エー・スイーツ・ハウス 監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外取締役 監査等委員 株式会社Kaizen Platform 監査役	一 株
3	新任 社外 おおはしまさひこ 大橋正彦 1961年5月4日	1984年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 2012年4月 株式会社りそな銀行 執行役員 首都圏地域担当 2017年4月 株式会社日刊工業新聞社 執行役員 2017年6月 当社監査役(現任) 2019年6月 株式会社日刊工業新聞社 専務取締役(現任)	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2021年3月31日)現在の株式数を記載しております。
3. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、各候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 各候補者は社外取締役候補者であります。
5. 監査等委員である社外取締役候補者とした理由
上中康司氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、金融機関や証券会社における業務経験で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、監査等委員である取締役として当社経営に対して助言やご指摘をいただけることを期待したものであります。五宝滋夫氏につきましては、他社の監査役を歴任されたことなどによる優れた見識・経験を当社の監査体制に活かし、かつ、客観的な立場から監査

等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

大橋正彦氏につきましては、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、実務及び専門的見地からの監査が期待でき、かつ、客観的な立場から監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

6. 上中康司氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年、五宝滋夫氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって5年、大橋正彦氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、上中康司氏及び五宝滋夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年6月に更新予定です。各候補者が監査等委員会である取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となります。

(保険契約の内容の概要)

①被保険者の範囲

当社および当社の子会社の取締役全員。(契約後に就任したものを含みます)

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いしたいと存じます。その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本決議の効力は次期定時株主総会が開催される時までとします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
新任 社外 わ け だ い す け 和 氣 大 輔 1968年8月2日	1998年10月 中央監査法人入所 2005年1月 和氣公認会計士事務所開設、事務所所長 (現任) 2012年6月 TOWA株式会社 社外監査役 2016年6月 TOWA株式会社 取締役監査等委員 (社外取締役) (現任) 2019年6月 株式会社IACEトラベル 社外監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 和氣大輔氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 和氣大輔氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、長年公認会計士として培われた会計知識を豊富に有しておられることから、取締役に就任された場合に業務執行に対する独立した立場から監査等委員である取締役として役割・責務を果たすための適切な人材であることから、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年6月に更新予定です。和氣大輔氏が監査等委員会である社外取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となります。

(保険契約の内容の概要)

①被保険者の範囲

当社および当社の子会社の取締役全員。(契約後に就任したものを含みます)

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、1991年6月27日の定時株主総会において月額40百万円(年額480百万円)以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役

を除く。)の報酬額を、年額480百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)と定めるとさせていただきたいと存じます。基本報酬は、月例の固定報酬とし、その金額は当社の企業理念を実践し企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能させることを想定しております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役6名(うち社外取締役1名)ですが、第2号議案および第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名(うち社外取締役0名)となります。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額36百万円以内と定めるとさせていただきたいと存じます。基本報酬は、月例の固定報酬とし、その金額は監査の実効性を確保しコーポレートガバナンスの維持強化が図れることを想定しております。

第1号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

第7号議案 資本金の額の減少(減資)の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項および規定に基づき、資本金の額の減少(減資)を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額1,361,720,000円のうち、1,271,720,000円を減少し、90,000,000円とします。なお、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものいたします。

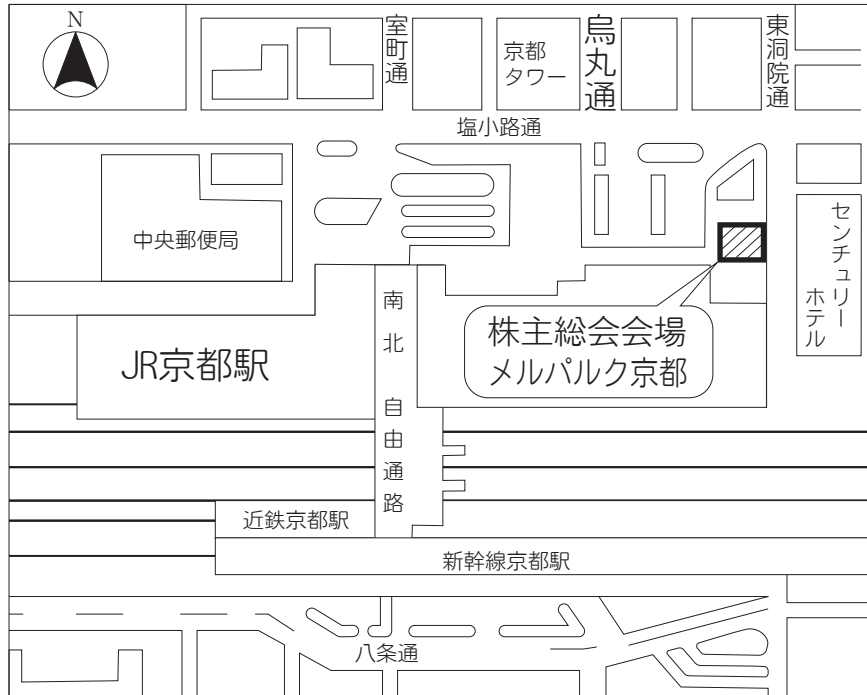
(2) 資本金の減少が効力を生ずる日

2021年6月30日(予定)

以 上

＜株主総会会場ご案内図＞

会 場 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13号
メルパルク京都 5階 会議室A



J R 京都駅中央改札口出て右手徒歩 3 分

○ なお、駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当社は以下の対応をとらせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 本総会受付にアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご利用ください。
- ◎ 予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ◎ 本総会にご出席の株主様は、開催日当日におけるウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 本総会会場内におきましても、その他感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。
- ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shiraidenshi.co.jp>) に掲載させていただきます。